

○行方不明者発見活動に関する規則の運用について（通達）

平成22年3月29日

福岡県警察本部内訓第9号

本部長

この度、行方不明者発見活動に関する規則の運用について下記のとおり制定し、4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、家出人発見活動要綱の運用について（昭和51年福警防内訓第5号、福警少内訓第2号、福警鑑内訓第1号。以下「旧内訓」という。）は、廃止する。

また、この内訓の施行前に旧内訓の定めるところにより行った手配その他の行為は、それぞれこの内訓の相当規定により行った手配その他の行為とみなす。

記

第1 趣旨

この内訓は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、福岡県警察における行方不明者発見活動（以下「発見活動」という。）に関し、警察署長（以下「署長」という。）が指揮すべき事項、指揮の方法、事案指揮簿の様式その他指揮に関し必要な事項を定めるほか、発見活動の確実な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

発見活動については、規則その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

第3 発見活動の基本等

1 発見活動の基本

福岡県警察の職員（以下「職員」という。）は、発見活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

（1）迅速かつ的確な対応

行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、発見活動については、迅速かつ的確に対応すること。

（2）必要な捜査の実施

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。

（3）行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穏に対する配慮

行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穏を害することがないように配慮すること。

（4）行方不明者その他関係者のプライバシーに対する配慮

発見活動を行うに当たっては、行方不明者その他関係者の異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等のプライバシーにかかわる事項を取り扱うことから、これらの事項に関する情報の漏えいがないよう配慮すること。

(5) 警察の組織的機能の発揮

警察署又は生活安全部門のみでは十分な発見活動を行うことは不可能であることから、発見活動を行うに当たっては、関係警察署及び警察各部門が相互に連携するとともに、警察庁及び関係する都道府県警察に協力を求めること。

2 署長の責任

署長は、所属の職員を指揮監督し、必要に応じて、各部門を相互に連携させ、発見活動のための十分な体制を構築するなどにより発見活動の適切な実施を確保する責に任ずるものとする。

3 署長の指揮

署長は、発見活動に関し、次に掲げる事項を指揮するものとする。

- (1) 行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）の受理及び事案の引継ぎ
- (2) 特異行方不明者の判定に必要な情報の収集
- (3) 発見活動を的確に行うための補充の調査
- (4) 犯罪被害の可能性を考慮して行う必要な捜査
- (5) 発見活動の方針の樹立又は変更
- (6) 特異行方不明者の発見を求める手配（以下「特異行方不明者手配」という。）及びその解除
- (7) 発見活動専従班の設置又は解散
- (8) 行方不明者に係る資料の公表
- (9) その他発見活動につき指揮を要すると認められる事項

第4 行方不明者届の受理等

1 行方不明者届の受理

- (1) 行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所（本邦内を旅行中の国外居住者にあつては、その宿泊地。以下同じ。）を管轄する署長は、規則第6条第1項各号に該当する者から行方不明者届がなされたときには、これを受理するものとする。
- (2) (1)の規定により受理するときのほか、行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する署長は、行方不明者届をしようとする者の利便等を考慮し、次に掲げるときには、行方不明者届を受理するものとする。

ア 水難その他の事故の遭遇のおそれのある者に係る行方不明者届をしようとする者が現に行方不明となった場所を管轄する警察署に訪れているとき。

イ 行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所から遠隔地にあるとき。

ウ 行方不明者届をしようとする者が高齢等により移動が困難であるとき。

エ その他特段の事情があるとき。

(3) 署長は、行方不明者届を受理したとき(4の(1)の規定により引継ぎを受けたときを含む。2の(2)及び3の(1)において同じ。)は、行方不明者事案指揮簿(様式第1号)を作成し、指揮した事項を記載してその経過を明らかにするものとする。

2 行方不明者届の受理時の措置

(1) 署長は、行方不明者届については、行方不明者届出書(規則別記様式)により受理するものとする。

(2) 署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者届をした者(以下「届出人」という。)から必要事項を聴取し、行方不明者届受理票(甲)(様式第2号。以下「受理票(甲)」という。)及び行方不明者届受理票(乙)(様式第3号)を作成しなければならない。この場合において、署長は、届出人に対し、行方不明者を撮影した写真その他の発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めるものとする。

(3) 署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者の氏名、年齢、性別その他の必要事項を行方不明者届受理簿(様式第4号)に記載するものとする。

(4) 署長は、届出人から発見活動を的確に行うに足りる情報等が得られなかったときは、補充の調査を実施するものとする。

(5) 署長は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対し、次に掲げる事項について説明するものとする。

ア 発見活動の内容、発見時の措置等

イ 当該行方不明者の意思その他の事情を考慮して発見等の通知をしないこと又は通知する事項を限ることがあること。

ウ 当該行方不明者が規則第26条第2項各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認める場合は、当該行方不明者の同意があるときを除き通知しないこと。

3 行方不明者に係る事項の報告

(1) 署長は、行方不明者届を受理したとき及び行方不明者届の内容に変更があったときは、速やかに生活安全部人身安全対策課長(以下「人身安全対策課長」という。)を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

- (2) (1)の規定による報告を受けた人身安全対策課長は、刑事部刑事総務課長に警察庁情報管理システムへの登録を依頼するものとする。
- (3) 警察庁情報管理システムへの登録方法については、警察庁生活安全局長及び警察庁情報通信局長が定める方法によるものとする。
- (4) (1)の規定による報告を受けた人身安全対策課長は、発見活動を行う署長に対し、必要な指導、助言等を行うものとする。

4 事案の引継ぎ

- (1) 1の(2)の規定により行方不明者届を受理した署長は、当該行方不明者が自署管内に所在する可能性が極めて低いと認めるときその他の自ら発見活動を行うことが適当でないと認めるときは、人身安全対策課長への報告をした上で、当該行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する署長に対し、当該事案を引き継がなければならない。この場合において、事案の引継ぎをする署長は、行方不明者届引継書(様式第5号)を作成の上、受理票(甲)及び行方不明者届受理票(乙)を添付して引き継がなければならない。
- (2) 署長は、事案の引継ぎを行ったときは、届出人に対し、発見活動を主体となつて行う署長が変更になること並びに引継先の窓口担当者及びその連絡先を通知するものとする。
- (3) 署長は、他の都道府県警察の署長に事案を引き継ぐときは、本部長を通じて引き継ぐものとする。
- (4) 引継ぎを受けた署長は、速やかに警察庁情報管理システムへの登録を人身安全対策課長に依頼し、その旨を引継ぎをした署長に連絡するものとする。

5 事後に取得した情報等の記録及び活用

- (1) 行方不明者届を受理した署長(4の(1)の規定により引継ぎがあった場合にあっては、引継ぎを受けた署長。以下「受理署長」という。)は、行方不明者届を受理した後に取得した情報等を行方不明者事案指揮簿に確実に記録するものとする。
- (2) 受理署長は、他の署長に対して特異行方不明者手配を行っているときは、手配先の署長に対し、取得した特異行方不明者に係る情報を提供するなど、当該情報を発見活動に積極的に活用するものとする。

6 特異行方不明者の判定

- (1) 受理署長は、届出人からの聴取の内容、行方不明者届を受理した後又は行方不明者届の引継ぎを受けた後に取得した情報の内容、発見活動を通じて得られた情報の内容等諸般の事情を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定するものとする。
- (2) 受理署長は、特異行方不明者に該当しないと判定した場合であっても、当該判

定後に特異行方不明者の判定に資する情報が得られるときがあるなど行方不明者に係る状況は変化することから、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定するものとする。

- (3) 受理署長は、行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき及び特異行方不明者に該当すると判定した者がこれに該当しないと判定したときは、速やかに人身安全対策課長を經由して本部長に報告しなければならない。

第5 行方不明者の発見のための活動

1 一般的な発見活動

(1) 警察活動を通じた発見活動

職員は、各種照会を効果的に活用すること等により、警察活動が行方不明者を発見する機会になり得ることに配慮して、警ら、巡回連絡、少年の補導、交通の取締り、捜査その他の警察活動に当たるものとする。

(2) 行方不明者に係る資料の公表

ア 受理署長は、行方不明者の発見のために必要な場合であって、届出人の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料を作成し、警察施設への掲示、インターネットの利用（福岡県警察がインターネット上に開設しているホームページに掲載することをいう。ウにおいて同じ。）その他の適切な方法により公表するものとする。この場合において、受理署長は、当該作成した資料又はイの規定により提出を受けた資料を公表するときは、その必要性、時期、内容等について、あらかじめ人身安全対策課長と協議しなければならない。

イ 受理署長は、届出人その他関係者から行方不明者に係る資料の提出を受けるときは、事前にその内容、数量等について届出人と協議するものとする。

ウ 受理署長は、アの規定による公表の必要がなくなったときは、速やかに公表した資料の回収、インターネットの利用の中止その他の方法による公表の中止を行うものとする。

(3) 鑑識課長に対する受理票（甲）の写しの送付

受理署長は、行方不明者届を受理した日から1月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、身元不明死体の情報との対照のため、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に対し、写真その他必要と認める資料を添付した受理票（甲）の写しを送付しなければならない。

(4) 身元不明死体票の作成及び送付

ア 署長は、死体を発見し、又は死体がある旨の届出を受けた場合において、当該死体の身元が判明しないときは、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を

自署において受理しているかどうかを確認するものとする。

イ 署長は、アの規定による確認の結果、当該行方不明者届を受理していないと認めるときは、速やかに身元不明死体票（様式第6号）を作成し、鑑識課長に送付しなければならない。

(5) 鑑識課長による資料の整理及び保管

鑑識課長は、受理票（甲）の写し及び身元不明死体票については、次に掲げる区分及び順序により整理し、及び保管するものとする。

ア 男女別

イ 行方不明年又は死亡年（推定）

ウ 行方不明者の年齢又は死亡者の年齢（推定）

エ 行方不明月日又は死亡月日（推定）

(6) 迷い人についての確認

生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見した場所を管轄する署長は、当該迷い人を発見したときは、その年齢、身体特徴、人相、着衣、土地鑑等に基づき、警察庁情報管理システムによる行方不明者照会をし、及び他の署長に対し、迷い人照会書（様式第7号）を送付するなどして、当該迷い人に係る行方不明者届を受理しているかどうかを確認するものとする。この場合において、他の都道府県警察に迷い人照会書を送付するときは、人身安全対策課長を通じて送付するものとする。

2 特異行方不明者の発見活動

(1) 受理署長の措置

ア 特異行方不明者については、その生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることから、受理署長は、捜査を含めた適切な措置を迅速かつ的確にとるとともに、特異行方不明者の発見に資する情報等を収集するため、届出人その他関係者と適時連絡を取るよう努めるものとする。

イ 受理署長は、特異行方不明者の発見のために必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは関係地方公共団体又は関係事業者の協力を求め、発見活動の内容等について周知するとともに、連絡のための窓口を設定するなど体制を構築するものとする。

ウ 受理署長は、特異行方不明者（少年の福祉を害する犯罪の被害にあうおそれがある者を除く。以下このウにおいて同じ。）と判定したときは、特異行方不明者の情報と身元不明死体の情報との対照を行えるようにするため、速やかに受理票（甲）の写しを鑑識課長に送付しなければならない。

(2) 特異行方不明者手配

ア 受理署長は、特異行方不明者手配を行うときは、特異行方不明者手配書（様式第8号）により行わなければならない。

イ 受理署長は、特異行方不明者手配を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（ア） 特異行方不明者手配書には、当該特異行方不明者に係る受理票（甲）の写し等を添付すること。

（イ） 当該特異行方不明者の要保護性、その生命又は身体に対する危険性、事案の重大性、当該特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、当該特異行方不明者手配を受けた署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できるときに行うこと。

（ウ） 特異行方不明者について、その発見に資する手掛かりがなく特異行方不明者手配ができない場合において、行方不明となった状況等から、当該特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性があると認めるときは、本部長を通じて他の都道府県警察に対し、発見活動への協力の要請を行うこと。

（エ） 特異行方不明者手配を受けた署長は、発見のための措置をとることを義務付けられるものであることに配慮し、特異行方不明者手配の必要性等を適切に判断した上で、特異行方不明者手配及びその有効期間の更新を行うこと。

ウ 特異行方不明者手配の解除

受理署長は、特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他特異行方不明者手配の必要がなくなったと認めるときは、特異行方不明者手配解除通報書（様式第9号）により特異行方不明者手配を解除しなければならない。

（3） 特異行方不明者手配を受けた署長の措置

特異行方不明者手配を受けた署長は、特異行方不明者の生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることを勘案し、次に掲げる措置を迅速かつ的確にとらなければならない。この場合において、特異行方不明者手配を受けた署長は、その実施結果を受理署長に通知するものとする。

ア 立ち回り見込先については、特異行方不明者の立ち回りの有無の調査及び立ち回り見込先の周辺の探索を行うとともに、立ち回り見込先の関係者に対して、特異行方不明者が立ち回った際における連絡の依頼その他の必要な協力を求めること。

イ 立ち回り見込地域については、特異行方不明者の就業が予想される業種の営業所等に対する必要な調査を行うこと。

第6 行方不明者の発見時等の措置

1 行方不明者を発見した職員等の措置

- (1) 職員は、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認したときは、速やかに当該行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する署長にその旨を報告しなければならない。
- (2) 職員は、保護を要する行方不明者を発見したときは、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、警察法（昭和29年法律第162号）その他の法律に基づく保護を行うものとする。
- (3) 行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する署長（受理署長を除く。）は、届出人に対する当該発見又は死亡の確認の通知の要否は受理署長により判断されることが適当であることにかんがみ、自らは届出人その他関係者に対し、当該発見又は死亡の確認について連絡しないものとする。
- (4) 行方不明者を発見した場所を管轄する署長は、当該行方不明者に対して、届出人その他関係者に連絡するよう促すなどの措置をとらなければならない。
- (5) 行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する署長は、行方不明者発見票（様式第10号）を作成しなければならない。この場合において、当該発見又は死亡の確認の通知を受理署長に対して行うときは、その写しを送付しなければならない。

2 届出人に対する通知

- (1) 受理署長は、行方不明者を発見し、又は規則第25条第4項の規定により発見した旨の通知を受けた場合において、当該行方不明者が規則第26条第2項各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行方不明者の同意があるときを除き、届出人に対して通知をしないものとする。
- (2) 受理署長は、行方不明者が規則第26条第2項各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認める場合において、当該行方不明者の同意を得て届出人に対し連絡をするときは、同意書を徴するなどの措置をとるものとする。

3 本部長に対する報告等

受理署長は、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 行方不明者の発見、その死亡の確認その他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなった旨を人身安全対策課長を経由して本部長に報告すること。
- (2) 警察庁情報管理システムに保存されている当該行方不明者に係る記録の抹消を人身安全対策課長に対して依頼すること。
- (3) 第8の保存期間にかかわらず、当該行方不明者に係る記録（行方不明者発見票を除く。）を廃棄すること。

4 鑑識課長に対する通報

署長は、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたとき、身元不明死体票に係る死亡者の身元が確認されたときその他鑑識課長による受理票（甲）の写し又は身元不明死体票の保管の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに削除通報書（様式第11号）により鑑識課長に通報しなければならない。

第7 四半期報告及び年間報告

署長は、人身安全対策課長が別に定めるところにより、行方不明者届の受理及び処理の状況に係る四半期ごとの報告並びに行方不明者の発見又は死亡の確認の状況に係る暦年ごとの報告を人身安全対策課長にしなければならない。

第8 関係書類の保存

1 生活安全部人身安全対策課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
特異行方不明者手配書	特異行方不明者手配書	1年
特異行方不明者手配解除通報書	特異行方不明者手配解除通報書	用済後廃棄

2 刑事部鑑識課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
行方不明者届受理票	行方不明者届受理票（甲）（写し）	長期
身元不明死体票	身元不明死体票	
削除通報書	削除通報書	1年

3 警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
行方不明者届受理簿	行方不明者届受理簿	長期
行方不明者届出書	行方不明者届出書	
	行方不明者事案指揮簿	
	行方不明者届受理票（甲） 行方不明者届受理票（乙）	
迷い人照会書	迷い人照会書	5年
行方不明者届引継書	行方不明者届引継書	1年
特異行方不明者手配書	特異行方不明者手配書	
行方不明者発見票	行方不明者発見票	
特異行方不明者手配解除通報書	特異行方不明者手配解除通報書	用済後廃棄